第３　一般債権
１　初回弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、平成24年３月31日限り、同日までに回収して得た換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、配当基準額を基準に按分比例して弁済する。
２　最終弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、その資産の全ての換価が終了した日から２か月以内に、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、配当基準額を基準に按分比例して弁済する。
３　免除
⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。
⑵　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権者林成光の債権全額について、債務の免除を受ける。
⑶　清算株式会社は、第１項及び第２項における弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。
４　追加弁済
前記最終弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の配当基準額から初回弁済額及び最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第４　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２３年（再）第３号
福井県鯖江市和田町第22号５番地
再生債務者　藤本　昌宏
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前９時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年４月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年５月14日から平成24年５月22日まで

福井地方裁判所民事部破産・再生係

書面による決議に付する決定

平成２３年（再）第１号
岡山市南区西市522番地の１
再生債務者　オゴー開発株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年１月５日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成24年４月２日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月16日
４　議決権者確定の基準日　平成24年３月16日
平成24年２月３日

岡山地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第１号
大分市大字下郡1587番地の６、再生計画認可決定時の本店所在地大分市大字羽田256番地
再生債務者　株式会社阿部電気工事
１　決議に付する再生計画変更案　平成23年12月15日付け再生債務者提出の再生計画変更案
２　書面投票期間　平成24年３月１日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月１日
平成24年２月１日

大分地方裁判所民事第１部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１号
徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜271番地
再生債務者　日下　　淳
１　決議に付する再生計画案　平成23年10月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年３月15日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月１日
平成24年２月３日　　徳島地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第２号
石川県羽咋市粟生町ミ７番地１
再生債務者　テクノウイン株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成24年２月１日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年２月２日　　金沢地方裁判所

再生手続終結

平成２０年（再）第１号
山形県米沢市金池８丁目１番65号　鶴巻第２ビル502号室
再生債務者　奥山　寿英
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　本件再生計画認可の決定確定後３年を経過したので、職権により民事再生法188条２項を適用して主文のとおり決定する。
平成24年２月２日　山形地方裁判所米沢支部

平成２０年（再）第１号
愛媛県今治市上徳乙185番地
再生債務者　旭染織株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成24年２月２日　松山地方裁判所今治支部

再生手続廃止

平成２３年（再）第２号
岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の１
再生債務者　岡山県食鶏農業協同組合
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年２月２日　岡山地方裁判所津山支部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成２３年（再）第１号
北海道留萌郡小平町字鬼鹿港町４番地の32
再生債務者　株式会社西村組
１　主文　本件再生手続を廃止する。
保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　北海道旭川市２条通10丁目右２号　上田ビル２階　弁護士　廣瀬　隆司
３　廃止の理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年２月３日　　旭川地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第２５９号
埼玉県川口市前川３丁目４番21号　前川耐火住宅ＴＡ－４号
再生債務者　清水　美子
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月９日から平成24年３月16日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２７３号
さいたま市大宮区天沼町２丁目1006番地　ヒルズ大島102
再生債務者　古賀　千織
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月９日から平成24年３月16日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第３１号
千葉県君津市西坂田２丁目６番８号
再生債務者　間宮　隆之
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月９日から平成24年３月23日まで

千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（再イ）第２６７号
名古屋市中村区名楽町５丁目18番地の13
再生債務者　加藤　紀子
１　決定年月日時　平成24年２月３日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年２月24日まで
４　一般異議申述期間　平成24年３月２日から平成24年３月９日まで

名古屋地方裁判所民事第２部